（別紙１）

アゾキシストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.3	0.3
大麦	○ 2	0.5
ライ麦	0.3	0.3
とうもろこし	0.05	0.05
その他の穀類[1]	○ 10	0.5
大豆	0.5	0.5
小豆類[2]	0.5	0.5
えんどう	0.5	0.5
そら豆	0.5	0.5
らっかせい	0.2	0.2
その他の豆類[3]	0.5	0.5
ばれいしょ	○ 7	1
さといも類（やつがしらを含む。）	1	1
かんしょ	1	1
やまいも（長いもをいう。）	1	1
こんにゃくいも	1	1
その他のいも類[4]	1	1
てんさい	1	1
さとうきび	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50	50
かぶ類の根	1	1
かぶ類の葉	15	15
西洋わさび	1	1
クレソン	70	70
はくさい	○ 5	3
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	15	15
きょうな	40	40
チンゲンサイ	40	40
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜[5]	40	40
ごぼう	1	1
サルシフィー	1	1
アーティチョーク	5	5
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜[6]	70	70

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
たまねぎ	10	10
ねぎ（リーキを含む。）	10	10
にんにく	10	10
にら	● 10	70
アスパラガス	2	2
わけぎ	10	10
その他のゆり科野菜[7]	70	70
にんじん	1	1
パースニップ	1	1
パセリ	70	70
セロリ	30	30
みつば	5	5
その他のせり科野菜[8]	70	70
トマト	3	3
ピーマン	3	3
なす	3	3
その他のなす科野菜[9]	● 3	30
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
しろうり	1	1
すいか		1
すいか（果皮を含む。）	1	
メロン類果実		1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
まくわうり		1
まくわうり（果皮を含む。）	1	
その他のうり科野菜[10]	1	1
ほうれんそう	30	30
オクラ	3	3
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
しいたけ	●	3
その他のきのこ類[11]	●	3
その他の野菜[12]	70	70
みかん	1	1
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実[13]	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
びわ		0.1
びわ（果梗(こう)を除き、果皮及び種子を含む。）	3	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	10	10
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	5	5
クランベリー	0.5	0.5
ハックルベリー	5	5
その他のベリー類果実[14]	5	5
ぶどう	10	10
かき	1	1
バナナ	3	3
パパイヤ	2	2
アボカド	1	1
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	1	1
その他の果実[15]	5	5
ひまわりの種子	0.5	0.5
べにばなの種子	0.5	0.5
綿実	0.7	0.7
なたね	1	1
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類[16]	1	1
茶	10	10
コーヒー豆	0.05	0.05
ホップ	30	30
その他のスパイス[17]	70	70
その他のハーブ[18]	70	70
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物[19]の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.07	0.07
豚の肝臓	0.07	0.07
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07
牛の腎臓	0.07	0.07
豚の腎臓	0.07	0.07
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07
牛の食用部分[20]	0.07	0.07
豚の食用部分	0.07	0.07
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん[21]の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類	0.08	0.08
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.1
とうもろこし油	0.1	
とうがらし（乾燥させたもの）		30
乾燥ハーブ	300	300

●：基準値を引き下げる品目
○：基準値を引き上げる品目

＊　基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「すいか」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「メロン類果実」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「まくわうり」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「びわ」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗(こう)を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「もも」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「とうもろこし油」として残留基準値を設定する。

＊　「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

１．「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

２．「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

３．「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

４．「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

５．「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

６．「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

７．「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

８．「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

９．「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10.　「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11.　「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12.　「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13.　「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14.　「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15.　「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16.　「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

17.　「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

18.　「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

19. 「その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物」とは、陸棲(せい)哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

20. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シフルフェナミド

食品名		基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦		0.3	0.3
大麦		0.7	0.7
ライ麦		0.7	0.7
その他の穀類[1]		0.7	0.7
トマト		0.5	0.5
ピーマン		1	1
なす		0.3	0.3
その他のなす科野菜[2]		0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.3	0.3
しろうり	●	0.1	0.2
すいか			0.02
すいか（果皮を含む。）		0.08	
メロン類果実			0.02
メロン類果実（果皮を含む。）		0.2	
その他のうり科野菜[3]	●	0.3	0.5
りんご	●	0.3	0.7
もも			0.05
もも（果皮及び種子を含む。）		1	
すもも（プルーンを含む。）	●	0.2	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	●	2	5
いちご		0.7	0.7
ぶどう		0.5	0.5
かき	●	0.3	0.5
ホップ	○	5	

●：基準値を引き下げる品目
○：基準値を引き上げる品目

＊　基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「すいか」に設定されているシフルフェナミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「メロン類果実」に設定されているシフルフェナミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「もも」に設定されているシフルフェナミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

１．「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

２．「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

３．「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

ビキサフェン

食品名		基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	○	0.4	0.05
大麦		0.5	0.5
ライ麦	○	0.4	0.05
とうもろこし	○	0.4	
そば	○	0.4	
その他の穀類[1]	○	3	0.5
大豆	○	0.04	
らっかせい		0.01	
ばれいしょ		0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01	
かんしょ		0.01	
やまいも（長いもをいう。）		0.01	
その他のいも類[2]		0.01	
てんさい	○	0.3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○	0.3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○	3	
かぶ類の根	○	0.3	
西洋わさび	○	0.3	
ごぼう	○	0.3	
サルシフィー	○	0.3	
その他のきく科野菜[3]	○	0.3	
にんじん	○	0.3	
パースニップ	○	0.3	
その他のせり科野菜[4]	○	0.3	
その他のうり科野菜[5]		0.01	
その他の野菜[6]	○	0.3	
なたね	○	0.04	
その他のハーブ[7]	○	0.3	
牛の筋肉	○	2	0.2
豚の筋肉	○	2	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物[8]の筋肉	○	2	0.2
牛の脂肪	○	2	0.4
豚の脂肪	○	2	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の脂肪	○	2	0.4
牛の肝臓	○	4	2
豚の肝臓	○	4	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の肝臓	○	4	2
牛の腎臓	○	4	0.3
豚の腎臓	○	4	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の腎臓	○	4	0.3
牛の食用部分[9]	○	4	
豚の食用部分	○	4	

食品名		基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の食用部分	○	4	
乳	○	0.2	0.04
鶏の筋肉		0.02	0.02
その他の家きん[10]の筋肉		0.02	0.02
鶏の脂肪	○	0.05	0.02
その他の家きんの脂肪	○	0.05	0.02
鶏の肝臓	○	0.05	0.02
その他の家きんの肝臓	○	0.05	0.02
鶏の腎臓	○	0.05	0.02
その他の家きんの腎臓	○	0.05	0.02
鶏の食用部分	○	0.05	0.02
その他の家きんの食用部分	○	0.05	0.02
鶏の卵	○	0.05	0.02
その他の家きんの卵	○	0.05	0.02

○：基準値を引き上げる品目

＊　基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1．「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

2．「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

3．「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

4．「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

5．「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

6．「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

7．「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

8．「その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物」とは、陸棲(せい)哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

9．「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

10．「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリフルキナゾン

食品名	基準値案 ppm		基準値現行 ppm
とうもろこし	●	0.05	0.2
大豆		0.01	
小豆類[1]	○	0.05	
えんどう	○	0.05	
そら豆	○	0.05	
その他の豆類[2]	○	0.05	
ばれいしょ	●	0.05	0.2
かんしょ	●	0.05	0.2
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05	0.2
こんにゃくいも	●	0.05	0.2
てんさい		0.01	
はくさい	●	0.7	1
キャベツ	●	0.3	0.5
カリフラワー	○	0.1	
ブロッコリー	●	1	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	7	10
たまねぎ	●	0.05	0.2
ねぎ（リーキを含む。）		0.7	0.7
にら	○	15	
アスパラガス	●	0.2	0.5
トマト		1	1
ピーマン	●	0.7	1
なす	●	0.2	0.3
その他のなす科野菜[3]	●	3	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.1	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05	0.2
しろうり		0.3	0.3
すいか	●	0.05	0.2
メロン類果実	●	0.05	0.2
その他のうり科野菜[4]	●	0.3	0.5
オクラ	●	0.2	0.5
未成熟えんどう	●	0.3	0.5
未成熟いんげん	●	0.3	0.5
みかん			0.2
みかん（外果皮を含む。）		1	
なつみかんの果実全体		1	1
レモン		1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）		1	1
グレープフルーツ		1	1
ライム		1	1
その他のかんきつ類果実[5]		1	1
りんご		0.5	0.5
日本なし	●	0.7	1
西洋なし	●	0.7	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	● 3	5
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	● 3	5
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 1	2
ぶどう	3	3
かき	0.5	0.5
キウィー	● 0.1	0.2
マンゴー	1	1
茶	20	20
その他のスパイス[6]	5	5

●：基準値を引き下げる品目
○：基準値を引き上げる品目

＊　基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「みかん」に設定されているピリフルキナゾンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「もも」に設定されているピリフルキナゾンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

1．「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

2．「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

3．「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

4．「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

5．「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

6．「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ピリプロキシフェン

食品名		基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
大豆		0.2	0.2
小豆類[1]		0.2	0.2
えんどう		0.2	0.2
そら豆		0.2	0.2
その他の豆類[2]		0.2	0.2
はくさい		0.7	0.7
キャベツ		0.7	0.7
芽キャベツ		0.7	0.7
ケール	○	2	2.0
こまつな	○	2	2.0
きょうな	○	2	2.0
チンゲンサイ	○	2	2.0
カリフラワー		0.7	0.7
ブロッコリー		0.7	0.7
その他のあぶらな科野菜[3]	○	2	2.0
たまねぎ	○	0.2	0.15
みつば	○	20	
トマト		1	1
ピーマン		3	3
なす	●	0.7	1
その他のなす科野菜[4]		2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.1	0.1
しろうり		0.1	0.1
すいか			0.1
すいか（果皮を含む。）		0.1	
メロン類果実			0.1
メロン類果実（果皮を含む。）		2	
まくわうり			0.1
まくわうり（果皮を含む。）		0.1	
その他のうり科野菜[5]		0.1	0.1
オクラ		0.02	0.02
未成熟えんどう		0.2	0.2
未成熟いんげん		0.2	0.2
えだまめ		0.2	0.2
その他の野菜[6]		0.2	0.2
みかん			0.5
みかん（外果皮を含む。）		2	
なつみかんの果実全体	○	2	0.5
レモン	○	2	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	2	0.5
グレープフルーツ	○	2	0.5
ライム	○	2	0.5
その他のかんきつ類果実[7]	○	2	0.5

食品名	基準値 案 ppm		基準値 現行 ppm
りんご		0.2	0.2
日本なし		0.2	0.2
西洋なし		0.2	0.2
マルメロ		0.2	0.2
びわ			0.2
びわ（果梗(こう)を除き、果皮及び種子を含む。）		0.2	
もも			1.0
もも（果皮及び種子を含む。）		1	
ネクタリン	○	1	1.0
あんず（アプリコットを含む。）	○	1	1.0
すもも（プルーンを含む。）	○	1	1.0
おうとう（チェリーを含む。）	○	1	1.0
いちご		0.3	0.3
ブルーベリー	○	1	1.0
クランベリー	○	1	1.0
ハックルベリー	○	1	1.0
その他のベリー類果実[8]	○	1	1.0
ぶどう		0.5	0.5
パパイヤ	●	0.3	1.0
アボカド	○	1	1.0
パイナップル		0.01	
グアバ		0.1	0.1
マンゴー	○	1	1.0
パッションフルーツ		0.1	0.1
その他の果実[9]	○	1	1.0
綿実		0.05	0.05
くり		0.02	0.02
ペカン		0.02	0.02
アーモンド		0.02	0.02
くるみ		0.02	0.02
その他のナッツ類[10]		0.02	0.02
茶		15	15
コーヒー豆	○	0.05	
その他のスパイス[11]	○	8	1.0
その他のハーブ[12]	○	2	2.0
牛の筋肉		0.01	0.01
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物[13]の筋肉		0.01	0.01
牛の脂肪		0.01	0.01
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の脂肪		0.01	0.01
牛の肝臓		0.01	0.01
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の肝臓		0.01	0.01
牛の腎臓		0.01	0.01
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の腎臓		0.01	0.01
牛の食用部分[14]		0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
ミネラルウォーター類	●	0.3
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.01
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.01

●：基準値を引き下げる品目
○：基準値を引き上げる品目

＊　基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「すいか」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「メロン類果実」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「まくわうり」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「みかん」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「びわ」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗(こう) を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「もも」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「綿実」の残留基準値への適・不適を確認する。

1．「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

2．「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

3．「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

4．「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

5．「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

６．「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

７．「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

８．「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

９．「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

13. 「その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物」とは、陸棲（せい）哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。